

千葉県鍼灸マッサージ協同組合 保険部だより

不定期発行
平成 25 年 3 月

No.00001

皆様、日ごろより当会・組合の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

療養費の取り扱いにつきまして、より適正に行っていく為に多くの情報を皆様にお伝えできるよう不定期とはなりますが保険部だよりを作成いたしました。

これからの鍼灸あん摩マッサージ指圧が患者様の QOL を少しでも改善させ、健康に楽しい生活が送れるように努力したいと考えております。

そして、患者様の負担を少しでも軽減させる為に、療養費を活用させて頂いておりますが、この制度は各保険者様のご理解とご協力により成り立っております。

組合員の皆様におかれましては、今後とも療養費の取扱について、組合の方針にご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

■□■確認と注意のお願い■□■

鍼灸の療養費申請では、医師の診療や接骨院・整骨院での同一疾患での治療は不支給の対象となります。保険者では請求内容を適切に判断する為に照合をおこなう作業をいたしております。

★確認してください★

鍼灸治療を保険で行う際は、同一疾患で他の医療の保険はできないことなど患者さんへの説明が大切です。

初療時には、他の病院・接骨院などでどのような治療をおこなっているかを確認して施術記録にご記入をお願いします。治療期間中にも他の医療機関にかかっているとと思われること(注射の痕がある・テーピングや包帯をしている・病院からもらうような湿布を貼っている)があったらその都度の対処が必要です。患者さんへご確認ください。具体的に聞いて記入することをお勧めします。

高齢者の場合は家族等への確認もおこなってください。



■□■柔道整復師の部位の考え方■□■

治療内容が重複しない為に、柔道整復師の部位の捕らえ方を確認しておきましょう。

細かく部位が分かれていることは大きくご理解ください。鍼灸では 6 疾患ですので近い部位を患者さんが整骨院で治療を受けている場合は不支給になる可能性がありますので十分ご理解ください。

例：鍼灸の同意書が「腰痛」で、整骨院では背中等を治療されている場合

例：鍼灸の同意書が「頸肩腕症候群」で、整骨院では腕や下背部等を治療されている場合。

整骨院で治療をされている場合は同じ疾病・近接部位でないことを確認して施術記録にご記入ください。

学習一步

— 学術部長 元吉 正幸 —

廃用性症候群について (総論)

社団法人 千葉県鍼灸マッサージ師会 元吉正幸

鍼灸マッサージの業の中で医師の同意のもと、往療するときその適応として廃用性症候群がある。

80年以上前にウィヘルム・ルーが「ルーの法則」というものを残している。

簡潔に言うと、人間の組織は適度に使えば発達し、使わなければ、使えなければ組織は萎縮する。しかし過度に使えば障害を起こすということである。つまり往療するような日常生活動作が低下している、いわゆる要介護状態の患者さんは、何らかの廃用性症候群が存在している。廃用症候群とは安静状態が長期にわたって続くことによって起こる、さまざまな心身の機能低下名地を起こす。生活不活発病とも呼ばれる。特に病床で寝たきり状態によって起こる症状は顕著であり、専門家による、理学療法、リハビリテーション、特に鍼灸マッサージ師の業務は廃用症候群の機能回復、予防に大きく寄与するものである

廃用症候群の種類

1. 筋委縮
2. 関節拘縮
3. 床ずれ
4. 廃用性骨委縮（骨粗鬆症）
5. 起立性低血圧
6. 精神的合併症
7. 括約筋障害（便秘・尿失禁）

などがあげられる。鍼灸マッサージ師は、筋委縮、関節拘縮に関してはその回復に優れた技法を持ちあわせている。

また直接の業務ではないが、床ずれ周辺の血流を鍼灸マッサージで改善することにより床ずれの予防、回復につながる。骨粗鬆症についても、薬剤のみではその効果は十分でなく鍼灸マッサージ師が行う自動・他動運動の支援、鍼灸マッサージはその予防回復に大きく寄与する。起立性低血圧についても医療連携のもとでの鍼灸マッサージがその改善が期待できる。便秘などのについても鍼灸マッサージの効果はよく知られている。

上記のように往療・在宅介護の患者さんのチーム医療の中で、国家資格を持ち、高度な医学知識を持つ鍼灸マッサージ師は、廃用性症候群の予防、回復のスペシャリストとして必須の存在であり、高齢化社会の医療にこれからさらに認知されていくであろう。鍼灸マッサージ師はその国民の期待にこたえるため、さらなる廃用性症候群の理解、方法技法の高度化を図る必要がある。

■□■保険部より審査内容のお知らせ■□■ —保険部長 矢島 実—

1月、2月の療養費支給申請書審査会でのチェックによる審査内容をお知らせいたします。

- ① 傷病名だけではマッサージの適用範囲なのか判断できない同意書がいくつか見受けられました。

傷病名だけでは判断できない時には医師に追記をお願いして下さい。

「療養費の支給対象となるのは、あん摩・マッサージ・指圧施術のうち、関節拘縮、筋麻痺、筋委縮などの症状で、保険医が医療上マッサージを必要と認めた症例です。」

- ② 傷病名に対して明らかに部位数に矛盾が生じている申請書がありました。

例え医師が同意していても傷病名や症状から医療上必要と思われる部位のみ申請して下さい。

- ③ 傷病名や症状から歩行が困難である理由が分らない申請書がありました。

そのような場合は歩行困難で往療が必要な理由を追記するよう医師をお願いして下さい。

「往療料は歩行困難などで真に安静を必要とするやむを得ない理由があり通院して治療を受けることが困難な場合で、尚且つ、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合にのみ算定できます。」

今後も適正に申請が行なわれているか審査していきますが、申請書の枚数が多く全てを細部までチェックするのは非常に困難です。今後も保険部だよりや説明会等を通して、適正な申請についての情報を発信していきますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。